

<社会保険料（法定福利費）計算方法>（計算事例1）

1. 養生貼り工賃
2. 壁紙剥がし（剥離度・簡易・標準特殊）工賃
3. リフォーム場合（家具・機器及設備・移動）工賃
4. 下地補強資材ジョイントテープM工賃
5. 下地補強資材 出隅・入隅コーナービート取付 m数工賃
6. 下地調整パテ施工工賃（手滑度1・2・3・4・5級）
7. 下地調整シーラ塗布工賃
8. 下敷テープ貼り工賃
9. コーキング施工工賃
10. 壁紙施工費m²分工賃
11. 防火ラベル貼り工賃

$$\frac{\text{工賃合計} \times \text{保険料負担率}}{\text{法定福利費}}$$

$$\left(\begin{array}{l} 1 + 2 + 3 + 4 \\ + 5 + 6 + 7 + \\ 8 + 9 + 10 + 11 \end{array} \right)$$

◎法定福利費計算例 100m²場合

- | | | | | |
|-----|------------------------|---------------------------|--------------------------|------|
| 1. | 6,250 円 | | | |
| 2. | 簡易 250円/m ² | 標準 1,200円/m ² | 特殊 1,700円/m ² | (標準) |
| | 25,000円 | ◎ 120,000円 | 170,000円 | |
| 3. | 56,250 円 | | | |
| 4. | 10,000 円 | | | |
| 5. | 1,250 円 | | | |
| 6. | 22,500 円 | (3級車滑度) | | |
| 7. | 31,250 円 | | | |
| 8. | 1,250 円 | | | |
| 9. | 8,750 円 | | | |
| 10. | 75,000 円 | (100m ² ×750円) | | |
| 11. | 25,000 円 | | | |

合計 357,500円

※ 壁紙標準施工法（「防火壁装の知識」に掲載）を参考に作成
工賃合計及び賃金支給額は任意のものである

計算事例1.

社会保険料（法定福利費）計算方法

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	労働者負担分		事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)	負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1	357,500	9.970	4.985	17,821	4.985	17,821
介護保険料(40～65歳) *2		1.550	0.775	2,770	0.775	2,770
厚生年金保険料		17.120	8.560	30,602	8.560	30,602
児童手当拠出金 *3		0.150			0.150	536
雇用保険料		1.650	0.600	2,145	1.050	3,753
社会保険料小計		30.440	14.920	53,338	15.520	55,482
労働保険料 *4		1.500			1.500	5,362
一般拠出金 *5		0.005			0.005	17
社会保険料 計		31.945	14.920	53,338		60,861

*1：健康保険料率は東京都の負担率

*2：介護保険料は40歳から65歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する

*3：児童手当拠出金は事業主が負担する

*4：工事を元請負した時は労災保険料及び一般拠出金を加算する

*5：一般拠出金は石綿による健康被害の救済に充てるため事業主が負担する

*6：健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

計算事例1. (様式)

社会保険料(法定福利費)計算方法

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	労働者負担分		事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)	負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1		9.970	4.985		4.985	
介護保険料(40~65歳) *2		1.550	0.775		0.775	
厚生年金保険料		17.120	8.560		8.560	
児童手当拠出金 *3		0.150			0.150	
雇用保険料		1.650	0.600		1.050	
社会保険料小計		30.440	14.920		15.520	
労働保険料 *4		1.500			1.500	
一般拠出金 *5		0.005			0.005	
社会保険料 計		31.945	14.920			

*1: 健康保険料率は東京都の負担率

*2: 介護保険料は40歳から65歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する

*3: 児童手当拠出金は事業主が負担する

*4: 工事を元請負した時は労災保険料及び一般拠出金を加算する

*5: 一般拠出金は石綿による健康被害の救済に充てるため事業主が負担する

*6: 健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

＜社会保険料（法定福利費）計算方法＞（計算事例2）

1. 養生貼り工賃
2. 壁紙剥がし（剥離度・簡易・標準特殊）工賃
3. リフォーム場合（家具・機器及設備・移動）工賃
4. 下地補強資材ジョイントテープM工賃
5. 下地補強資材 出隅・入隅コーナービート取付 m数工賃
6. 下地調整パテ施工工賃（手滑度1・2・3・4・5級）
7. 下地調整シーラ塗布工賃
8. 下敷テープ貼り工賃
9. コーキング施工工賃
10. 壁紙施工費m²分工賃
11. 防火ラベル貼り工賃

工賃合計	×	保険料負担率	=	法定福利費
$\left(\begin{array}{l} 1 + 2 + 3 + 4 \\ + 5 + 6 + 7 + \\ 8 + 9 + 10 + 11 \end{array} \right)$		(15.15%)		

◎法定福利費計算例 100m²場合

- | | | | | |
|-----|------------------------|---------------------------|--------------------------|------|
| 1. | 5,000 円 | | | |
| 2. | 簡易 200円/m ² | 標準 900円/m ² | 特殊 1,300円/m ² | (標準) |
| | 20,000円 | ◎ 90,000円 | 130,000円 | |
| 3. | 45,000 円 | | | |
| 4. | 8,000 円 | | | |
| 5. | 1,000 円 | | | |
| 6. | 18,000 円 | (3級車滑度) | | |
| 7. | 25,000 円 | | | |
| 8. | 1,000 円 | | | |
| 9. | 7,000 円 | | | |
| 10. | 60,000 円 | (100m ² ×600円) | | |
| 11. | 20,000 円 | | | |

合計 280,000円

※ 壁紙標準施工法（「防火壁装の知識」に掲載）を参考に作成
工賃合計及び賃金支給額は任意のものである

計算事例2.

社会保険料（法定福利費）計算方法

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1	280,000	9.970	4.985	13,958
介護保険料(40～65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	1,134
厚生年金保険料		17.120	8.560	23,968
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	420
雇用保険料		1.650	1.050	2,940
社会保険料 計			15.150	42,420

*1：健康保険料率は東京都の負担率

*2：介護保険料は40歳から65歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する

*3：介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4：児童手当拠出金は事業主が負担する

*5：健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

計算事例2. (様式)

社会保険料(法定福利費) 計算方法

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1		9.970	4.985	
介護保険料(40~65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	
厚生年金保険料		17.120	8.560	
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	
雇用保険料		1.650	1.050	
社会保険料 計			15.150	

*1: 健康保険料率は東京都の負担率

*2: 介護保険料は40歳から65歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する

*3: 介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4: 児童手当拠出金は事業主が負担する

*5: 健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

社会保険料(法定福利費)計算方法 賃金支給額よりの見積金額の算出の流れ

元請負会社より第一請負会社への賃金支給額が ¥1,200,000円とする
(東京都の保険料負担率合計 15.15%)

1. 第一請負会社の社員が全部を施工した場合



賃金支給額 ¥1,200,000円の法定福利費が請求できる

$$¥1,200,000円 \times 15.15\% = 181,800円 \text{ (法定福利費)}$$

2. 第一請負会社の社員が施工した賃金支給額が ¥900,000円、
第二請負会社の社員が施工した賃金支給額が ¥300,000円 の場合



第一請負会社は元請負会社に賃金支給額 ¥1,200,000円を請求して、
第二請負会社に賃金支給額 ¥300,000円に対する法定福利費を支払う

- ① 第一請負会社 ¥900,000円 \times 15.15% = 136,350円 (法定福利費)
② 第二請負会社 ¥300,000円 \times 15.15% = 45,450円 (法定福利費)

3. 第一請負会社の社員が施工した賃金支給額が ¥900,000円、
第二請負が一人親方で、請負金額が ¥300,000円 の場合



第一請負会社は ¥900,000円の法定福利費を請求することができる
第二請負が一人親方の場合は、事業主であるため、法定福利費は請求できない

$$\text{第一請負会社 } ¥900,000円 \times 15.15\% = 136,350円 \text{ (法定福利費)}$$

計算事例3-1.

社会保険料（法定福利費）計算方法

（7ページの1.の例）

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1	1,200,000	9.970	4.985	59,820
介護保険料(40～65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	4,860
厚生年金保険料		17.120	8.560	102,720
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	1,800
雇用保険料		1.650	1.050	12,600
社会保険料 計			15.150	181,800

*1：健康保険料率は東京都の負担率

*2：介護保険料は40歳から65歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する

*3：介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4：児童手当拠出金は事業主が負担する

*5：健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

計算事例3-1. (様式)

社会保険料 (法定福利費) 計算方法

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1		9.970	4.985	
介護保険料 (40~65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	
厚生年金保険料		17.120	8.560	
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	
雇用保険料		1.650	1.050	
社会保険料 計			15.150	

*1: 健康保険料率は東京都の負担率

*2: 介護保険料は40歳から65歳までの方 (介護保険第2号被保険者) が負担する

*3: 介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4: 児童手当拠出金は事業主が負担する

*5: 健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

計算事例3-2-①.

社会保険料（法定福利費）計算方法

（7ページの2.の①の例）

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1	900,000	9.970	4.985	44,865
介護保険料(40～65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	3,645
厚生年金保険料		17.120	8.560	77,040
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	1,350
雇用保険料		1.650	1.050	9,450
社会保険料 計			15.150	136,350

*1：健康保険料率は東京都の負担率

*2：介護保険料は40歳から65歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する

*3：介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4：児童手当拠出金は事業主が負担する

*5：健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

計算事例3-2. (様式)

社会保険料 (法定福利費) 計算方法

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1		9.970	4.985	
介護保険料 (40~65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	
厚生年金保険料		17.120	8.560	
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	
雇用保険料		1.650	1.050	
社会保険料 計			15.150	

*1: 健康保険料率は東京都の負担率

*2: 介護保険料は40歳から65歳までの方 (介護保険第2号被保険者) が負担する

*3: 介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4: 児童手当拠出金は事業主が負担する

*5: 健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

計算事例3-2-②.

社会保険料（法定福利費）計算方法

（7ページの2.の②の例）

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1	300,000	9.970	4.985	14,955
介護保険料(40～65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	1,215
厚生年金保険料		17.120	8.560	25,680
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	450
雇用保険料		1.650	1.050	3,150
社会保険料 計			15.150	45,450

*1：健康保険料率は東京都の負担率

*2：介護保険料は40歳から65歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する

*3：介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4：児童手当拠出金は事業主が負担する

*5：健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

計算事例3-2. (様式)

社会保険料(法定福利費)計算方法

賃金支給額より見積金額を算出

保険料率は平成25年9月現在

各種保険料	賃金支給額 (月額) (円)	保険料率 (%)	事業主負担分	
			負担率 (%)	保険料 (円)
健康保険料 *1		9.970	4.985	
介護保険料(40~65歳) *2		1.550		
介護保険料 *3			0.405	
厚生年金保険料		17.120	8.560	
児童手当拠出金 *4		0.150	0.150	
雇用保険料		1.650	1.050	
社会保険料 計			15.150	

*1: 健康保険料率は東京都の負担率

*2: 介護保険料は40歳から65歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する

*3: 介護保険の対象者の割合52.3%を介護保険料率に乗じた比率の場合

*4: 児童手当拠出金は事業主が負担する

*5: 健康保険料率は都道府県により異なり、毎年度改定される他、
厚生年金保険料も改定があるので、その都度「全国健康保険協会」及び
「日本年金機構」に確認する必要がある

〈企業として利益〉（計算事例4）

粗利と利益 A現場

続売上 1,200,000円

1,200,000円（粗利＋人工＋仕入材料費＋経費（残処理，ガソリン代））

粗利 25% = 300,000円

人工 30人工×20,000円 = 600,000円

仕入材料費合計 = 250,000円

合計 1,150,000円 純利益 50,000円

粗利 300,000円

営業及び事務員 役員 給料 福利厚生費 手当

運営費経費

諸経費

300,000円

※ 壁紙標準施工法（「防火壁装の知識」に掲載）を参考に作成
工賃合計及び賃金支給額は任意のものである